

国道 43 号・阪神高速神戸線における公害訴訟の経緯

1 尼崎公害訴訟

(1) 経緯

- ・ S63.12.26 一次提訴（原告：483 名 被告：国、阪神高速道路公団及び企業 9 社）
内容：差止請求、損害賠償約 118 億円請求
- ・ H 7.12. 4 二次提訴（原告：15 名 被告：国、阪神高速道路公団及び企業 9 社）
内容：差止請求、損害賠償 3 億 7,200 万円請求
- ・ H11. 2.17 和解
内容：関西電力など企業 9 社、和解金約 24 億 2 千万円の支払い
- ・ H12. 1.30 神戸地裁判決
内容：差止請求一部容認、損害賠償 1 億 2 千万円余り容認
- ・ H12. 2. 8 国および阪神高速道路公団控訴
- ・ H12. 2.14 原告団控訴
- ・ H12. 8.29 大阪高等裁判所が和解を勧告
- ・ H12.12. 8 和解（国および阪神高速道路公団と原告団）

【和解条項（概要）】

1. 交通負荷を軽減し大気汚染の軽減を図るため、以下の施策の検討ないし実施に努める。
 - (1) 5 省庁（警察庁、環境庁、通商産業省、運輸省、建設省）会議にもとづく取り組み
 - (2) 自動車排出ガスの低減のための環境庁の対策
 - (3) 大型車の交通規制の可否の検討や交通の転換
阪神高速道路 3 号神戸線と 5 号湾岸線において、料金に格差を設ける環境ロードプライシングを早期に試行的に実施する。
自動車 NOx 法の周知徹底、トラック事業者に対し、迂回輸送の協力要請を行う。
特殊車両通行許可違反に対する道路法第 47 条の 2（特車の許可）を厳格に適用する。
大型車通行規制の可否検討のための交通量調査の実施と、通行規制の可否検討を警察庁に要請する。
 - (4) 大気環境の調査
 - (5) 健康影響調査
2. 3 号神戸線尼崎東入路整備にあたっては、地域の理解と協力を得つつ行う。
3. 国道 43 号の歩道空間のバリアフリー化の検討や道路緑化の推進に努める。
4. 国および阪神高速道路公団と原告団による「連絡会」を設置する。

(2) あっせん申請とあっせん条項

- ・ H14.10.15 原告団が、国を相手に公害等調整委員会へあっせん申請
（阪神高速道路公団に対しては H15.5.13 申請）
- ・ H15. 6.26 あっせん成立

【あっせん事項】

1. 大型車の交通量低減のための総合的な調査の実施
2. 環境ロードプライシングの試行
3. 大型車の交通規制の可否の検討に係る警察庁への要請
4. 連絡会の運営の円滑化
5. 関係機関等との連携の推進

(3) 尼崎市南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会の開催

- ・ H13.8.1 第 1 回連絡会開催
- ・ これまで 42 回開催（年 4 回程度、直近では H23.12.22 開催）

2 国道43号・阪神高速道路公害訴訟

(1) 経緯

- ・S51. 8.30 一次提訴（原告：152名 被告：国および阪神高速道路公団）
内容：道路交通騒音および大気汚染防止(NO₂)のための供用差止と損害賠償請求
- ・S61. 7.17 神戸地裁判決
内容：差止請求棄却、損害賠償1億7千万円余り容認
- ・H 4. 2.20 大阪高裁判決
内容：差止請求棄却、損害賠償2億3千万円余り容認
- ・H 4.12.25 公害紛争調停申請（申請人：218名）
内容：1億6300万円余りの損害賠償
- ・H 7. 7. 7 最高裁判決
内容：上告棄却
- ・H 8.10.28 二次提訴（原告：83名 被告：国）
内容：H3.7.19(控訴審の最終弁論期日)～H7.1.17(震災)の損害賠償1700万円請求
- ・H10. 3. 4 和解（調停・二次訴訟とも一括和解）
内容：訴訟および公害紛争調停の和解金約1億円の支払い

(2) 国道43号・阪神高速道路沿道環境に関する連絡会の開催

- ・これまで14回開催（年1回程度、直近ではH23.6.13開催）